



問題集 (指定保税地域・保税蔵置場用)

下記の記述につき、正しいものに「○」、また、間違っているものには「×」を記入してください。

	問題	回答
1	保税蔵置場の所在地が、変更しても税関へは知らさなくてもよい。	×
許可の際に付した条件に該当しますので、遅滞なく税関長に届けなくてはなりません。		
2	輸入の許可を受けた貨物を搬出する際の記帳は不要である。	○
関税法67条の規定による輸入の許可を受けた場合の記帳については、当該貨物の記号、番号、品名及び数量並びに当該許可の年月日及び許可書の番号の記載をしなければなりません。搬出の年月日の記載は必要ありません。		

3	見本の一時持出の許可を受けた際の記帳項目は当該貨物の記号、番号、品名及び数量、当該許可に係る期間及び持出し先である。	✗
<p>関税法第32条(見本の一時持出)の規定による許可を受けて指定保税地域又は保税蔵置場から外国貨物を見本として一時持ち出した場合の記帳については、質問の記載内容の当該貨物の記号、番号、品名及び数量、当該許可に係る期間及び持出し先に加えて、当該一時持ち出しの年月日の記載をしなければなりません(関税法施行令第29条の2第1項第6号)。</p>		
4	輸出許可書を保管することで記帳に代えることができる。	✗
<p>関税法施行令第29条の2第4項に、第1項第3号から第6号までに定める事項の記載は、これらの号に規定する許可若しくは承認を証する書類その他関係書類又はこれらの写しを、所要の事項を追記した上、保管することによって、代えることができる旨規定されているが、輸出許可済み貨物を搬出する場合は第1項第7号に定める事項を記載することとなるため、当該規定の対象外です。</p>		
5	輸入申告貨物である衣類の検査に於いて原産地誤認と思われるラベルが発見された。輸入許可の要件として保税蔵置場で表示を抹消し取りはずす行為は関税法第40条2項の許可を受けなければならない。	✗
<p>この行為については関税法基本通達40-1(4)(指定保税地域における貨物の取扱いの範囲)の「その他の手入れ」に該当するので貨物取扱い許可はいりません。貨物取扱届の範囲であり倉主の記帳でOKです。</p>		